

わがまち特例による固定資産税の特例措置について

地方税法に規定する固定資産税の特例措置の一部に、法律の定める範囲内で地方自治体が特例割合を条例で定めることができる仕組み「地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）」が導入されています。

土浦市では土浦市税条例付則第13条の2において、固定資産税に係る特例割合を次の表のとおり規定しています。

該当する資産を所有している方は、「固定資産（償却資産）課税標準の特例適用申請書」等に必要事項を記入し、特例内容に係る資料とともに提出してください。

わがまち特例一覧 (R6. 4. 1 地方税法改正後)

No.	対象資産	具体例	取得時期 の要件	適用期間	特例割合 (課税標準 額に乗じる 割合)	根拠法令	関連法令
1	汚水又は廃液処理施設	水質汚濁防止法に規定する特定施設等を設置する工場、事業場の汚水又は廃液の処理施設等で沈殿又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、濾過装置等 ※電気供給業を行う法人が電気供給業の用に供するものを除く ※既存の施設又は設備に代えて設置するものとして政令で定めるものを除く	R6. 4. 1 ～ R8. 3. 31	期限なし	1/2	地方税法附則第15条第2項第1号 市税条例付則第13条の2第1項	水質汚濁防止法第2条第2項又は第3項
2	公共下水道に係る除害施設	令和4年4月1日以後に供用が開始された公共下水道の排水区域内の工場等において当該共用が開始された日前から引く続き事業を行う者に限り、その者が設置した除害施設 沈殿又は浮上装置、汚泥処理装置、濾過装置、中和装置等（下水の有用成分を回収すること又は下水を工業用水として再利用することを専らその目的とするものを除く） ※既存施設に又は設備代えて設置するものとして政令で定めるものを除く	R4. 4. 1 ～	期限なし	4/5	地方税法附則第15条第2項第5号 市税条例付則第13条の2第2項	下水道法第12条第1項第12条の11第1項
3	雨水貯留浸透施設	特定都市河川浸水被害対策法又は下水道法の規定により認定を受けた事業者が認定計画（雨水貯留浸透施設整備計画）に基づき設置した雨水貯留施設で総務省省令で定めるもの	R3. 11. 1 ～ R9. 3. 31	期限なし	1/3	地方税法附則第15条第41項 市税条例付則第13条の2第18項	特定都市河川浸水被害対策法第2条第6項第15条 下水道法第25条の14第25条の10第1項

4	太陽光発電設備 (出力千KW未満)	①ペロブスカイト太陽電池を使用した一定の設備 または ②認定地域脱炭素化促進事業計画に従って取得した一定の設備で、出力千KW未満のもの	R6. 4. 1 ～ R8. 3. 31	3年度分	2/3	地方税法附則第15条第25項第1号イ	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 第2条第2項、第3項第6号
		※①グリーンイノベーション基金による補助金を受けて取得した出力千KW未満のもの ※②公有地以外の地上設置型であり、かつ、一定の補助金又は融資を受けて取得した出力50kw以上のものに限り、※固定価格買取制度の認定を受けて取得された設備は対象外				市税条例付則第13条の2第3項	
5	太陽光発電設備 (出力千KW以上)	認定地域脱炭素化促進事業計画に従って取得した一定の設備で、出力50KW以上のもの	R6. 4. 1 ～ R8. 3. 31	3年度分	3/4	地方税法附則第15条第25項第3号イ	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 第2条第2項、第3項第6号
		※公有地以外の地上設置型であり、かつ、一定の補助金又は融資を受けて取得した出力50kw以上のものに限り、※固定価格買取制度の認定を受けて取得された設備は対象外				市税条例付則第13条の2第8項	
6	バイオマス発電設備 (出力1万KW以上2万KW未満)	バイオマス発電設備であって、出力1万KW以上2万KW未満のもの ※固定価格買取制度の認定を受けて取得された設備に限る	R6. 4. 1 ～ R8. 3. 31	3年度分	2/3	地方税法附則第15条第25項第1号ニ	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 第2条第2項、第3項第6号
						市税条例付則第13条の2第6項	
7	バイオマス発電設備 (出力1万KW以上2万KW未満)	バイオマス発電設備であって、出力1万KW以上2万KW未満のもの ※バイオマスのうち一般木質バイオマス・農作物の収穫に伴って生じるバイオマス固体燃料区分に該当するものに限り、※固定価格買取制度の認定を受けて取得された設備に限る	R6. 4. 1 ～ R8. 3. 31	3年度分	6/7	地方税法附則第15条第25項第2号	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 第2条第2項、第3項第6号
						市税条例付則第13条の2第7項	
8	バイオマス発電設備 (出力1万KW未満)	バイオマス発電設備であって、出力1万KW未満のもの ※固定価格買取制度の認定を受けて取得された設備に限る	R6. 4. 1 ～ R8. 3. 31	3年度分	1/2	地方税法附則第15条第25項第4号ハ	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 第2条第2項、第3項第6号
						市税条例付則第13条の2第13項	

9	風力発電設備 (出力20KW以上)	風力発電設備であって、出力20KW以上のもの ※固定価格買取制度の認定を受けて取得された設備に限る	R6. 4. 1 ～ R8. 3. 31	3年度分	2/3	地方税法附則第15条第25項第1号ロ 市税条例付則第13条の2第4項	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第2条第3項
10	風力発電設備 (出力20KW未満)	風力発電設備であって、出力20KW未満のもの ※固定価格買取制度の認定を受けて取得された設備に限る	R6. 4. 1 ～ R8. 3. 31	3年度分	3/4	地方税法附則第15条第25項第3号ロ 市税条例付則第13条の2第9項	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第2条第2項、第3項第6号
11	水力発電設備 (出力5KW以上)	水力発電設備であって、出力5KW以上のもの ※固定価格買取制度の認定を受けて取得された設備に限る	R6. 4. 1 ～ R8. 3. 31	3年度分	3/4	地方税法附則第15条第25項第3号ハ 市税条例付則第13条の2第10項	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第2条第2項、第3項第6号
12	水力発電設備 (出力5KW未満)	水力発電設備であって、出力5KW未満のもの ※固定価格買取制度の認定を受けて取得された設備に限る	R6. 4. 1 ～ R8. 3. 31	3年度分	1/2	地方税法附則第15条第25項第4号イ 市税条例付則第13条の2第11項	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第2条第2項、第3項第6号
13	地熱発電設備 (出力1KW以上)	地熱発電設備であって、出力1KW以上のもの ※固定価格買取制度の認定を受けて取得された設備に限る	R6. 4. 1 ～ R8. 3. 31	3年度分	1/2	地方税法附則第15条第25項第4号ロ 市税条例付則第13条の2第12項	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第2条第2項、第3項第6号
14	地熱発電設備 (出力1KW未満)	地熱発電設備であって、出力1KW未満のもの ※固定価格買取制度の認定を受けて取得された設備に限る	R6. 4. 1 ～ R8. 3. 31	3年度分	2/3	地方税法附則第15条第25項第1号ハ 市税条例付則第13条の2第5項	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第2条第2項、第3項第6号
15	地下街等の所有者又は管理者が取得した地下街等における雨水出水時等の避難の確保や浸水の防止を図るための浸水防止用設備	防水板、防水扉、排水ポンプ、換気口浸水防止機等	H29. 4. 1 ～ R8. 3. 31	5年度分	2/3	地方税法附則第15条第28項 市税条例付則第13条の2第14項	水防法第15条第1項第4号イ、第2項
16	都市緑地法の規定による市民緑地の用に供する土地	都市緑地法に規定する緑地保全・緑化推進法人が同法に規定する認定計画に基づき設置する市民緑地の用に供する土地（総務省令で定める用途に供する家屋の敷地の用に供されていないことについて総務省令で定めるところにより証明がなされたもの）	H29. 4. 1 ～ R7. 3. 31	3年度分	2/3	地方税法附則第15条第32項 市税条例付則第13条の2第15項	都市緑地法第81条第1項第63条第55条第1項
17	サービス付き高齢者向け賃貸住宅	高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者住宅である賃貸住宅（上限120㎡以下）	H27. 4. 1 ～ R7. 3. 31	5年度分	2/3	地方税法附則第15条の8第2項 市税条例付則第13条の2第19項	高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第1項

18	児童福祉法の規定による 家庭的保育事業の用に供する 施設等	児童福祉法の規定により 市町村の認可を得た ものが、利用定員5人以下 で行う家庭的保育事業の 用に供する家屋及び償却 資産	H29. 4. 1 ～	期限なし	1 / 2	地方税法第 349条の3第 27項	児童福祉法第34条 の15第2項、第6条 の3第9項
						市税条例第 61条の2第1 項	
19	児童福祉法の規定による 居宅訪問型保育事業の用に供す る施設等	児童福祉法の規定により 市町村の認可を得た ものが、居宅訪問型保 育事業の用に供する家 屋及び償却資産	H29. 4. 1 ～	期限なし	1 / 2	地方税法第 349条の3第 28項	児童福祉法第34条 の15第2項、第6条 の3第11項
						市税条例第 61条の2第2 項	
20	児童福祉法の規定による 事業所内保育事業の用に供する 施設等	児童福祉法の規定により 市町村の認可を得た ものが、利用定員 5人 以下で行う事業所内保 育事業の用に供する家 屋及び償却資産	H29. 4. 1 ～	期限なし	1 / 2	地方税法第 349条の3第 29項	児童福祉法第34条 の15第2項、第6条 の3第12項
						市税条例第 61条の2第3 項	
21	都市緑地法の規定による 市民緑地の用に供する土地	都市緑地法に規定する 緑地保全・緑化推進法 人が同法に規定する認 定計画に基づき設置す る市民緑地の用に供す る土地（総務省令で定 める用途に供する家屋 の敷地の用に供されて いないことについて総 務省令で定めるところ により証明がなされた もの）	H29. 4. 1 ～ R7. 3. 31	3年度分	2/3	地方税法附 則第15条第 32項	都市緑化法 第81条第1項 第63条 第55条第1項
						市税条例付 則第13条の2 第15項	
22	浸水被害軽減地区の指定を受け た 浸水被害軽減地区内にある土地	令和2年4月1日から令和 8年3月31日までの間に 水防法の規定により指 定を受けた浸水被害軽 減地区内の土地の固定 資産税及び都市計画税	R2. 4. 1 ～ R8. 3. 31	3年度分	2/3	地方税法附 則第15条第 37項	水防法 第15条の6第1項
						市税条例付 則第13条の2 第16号	